令和3年度税制改正概要 個人所得関連

昨年末に公表・閣議決定された令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現のため、企業のデジタル技術を活用した企業改革(DX)及び環境に配慮するカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設し、このような改革等を行う企業の投資を後押しするため、繰越欠損金の控除の見直しをしています。 中小企業に対する支援では、従来の制度の期限延長の他、いわゆる賃上げ税制(所得拡大税制)も一部改変してメリットを向上しています。 個人所得に関しては住宅ローン制度の延長等が行われています。 令和3年度税制改正について、数回にわたって解説をします。

個人所得課税の改正

(1) 住宅ローン控除の特例の延長

住宅ローン控除の期間(13 年)の特例を延長し、一定期間に契約・入居した場合、令和 4 年度末までに入居した方が延長の対象となります。また、この延長した部分に限り、合計所得が 1,000 万円以下の方について面積要件が緩和され、床面積が 40 ㎡以上 50 ㎡未満の住宅も対象となります。

適用要件	区分	内容	控除期間
•床面積 50 m 以上 •合計所得 3 千万以下	消費税 10%引 上げに伴う措置	・ <u>R2.10.1∼R3.9.30</u> までの <u>新築</u> 住宅契約 ・ <u>R2.12.1∼R.3.11.30</u> までの <u>分譲</u> 住宅、 <u>既存</u> 住宅	13 年
•床面積 40 m 以上 •合計所得 1 千万以下		上記契約で、 <u>R3.1.1~R4.12.31 までに入居</u>	13 年

(2)退職所得課税の適正化

勤続年数5年以下の退職金について、従来から法人役員等はいわゆる「1/2課税」が適用されていませんでしたが、今回の改正で従業員の勤続年数5年以下の退職金についても役員と同様の「1/2課税」の適用外となります。但し、従業員については、退職金から退職所得控除額を除いた残額の300万円以下の部分については引き続き「1/2課税」が適用されます。



【退職所得の計算式】 (退職金の額 - 退職所得控除*1)× 1/2 = 退職所得 *1【退職所得控除】 勤続 2 年以下:80 万円、2 年超~20 年以下:40 万円×勤続年数 化

令和 4 年分以後の退職所得から適用となります。

(3)国・地方自治体による子育て支援に関する助成等の非課税化

ベビーシッター代や認可外保育施設費用等、国や自治体からの子育で関連の助成は、現行課税対象となっています。一方で、学資金や幼児教育・保育無償化により国から受ける補助については非課税とされており、制度上のアンバランスが生じていました。保護者世帯の負担減による子育て支援の観点から、前述の保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について非課税となります。令和3年分以後の所得税から適用となります。



(4) セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、 手続きの簡素化を図った上で、<u>適用期限を5年延長</u>されます。

※現行制度は令和3年12月末まで継続し、令和4年度以後に適用されます。

@7月の予定

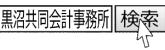
7/12 · 6月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

8/ 2 ・5月決算法人の確定申告

・2,8,11 月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日





発行元/黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅篭町 3-1-4 食糧会館 3階 TEL 023-624-3519/FAX 023-624-3662/URL http://kuronuma-ac.jp/E-Mail info@kuronuma-ac.jp